

福島町では「福島町ふるさと暮らし応援条例」に基づいた2つの事業により、町民の皆さんの生活を応援します！

福島町出産祝金交付事業

福島町で新生児を養育する方に対し、奨励金を交付します。

対 象 者

福島町に住民登録を行っている方で、町に出生届を提出し、新生児を養育している方

申請時期

新生児出産の日より1か月後から1年以内

交 付 額

- 第 一 子… 5万円（うち1万5千円を町内商品券で交付）
- 第 二 子… 20万円（うち6万円を町内商品券で交付）
- 第三子以上…100万円（3年の分割での交付）



- （1年目…50万円（うち15万円を町内商品券で交付）
- 2年目…30万円（うち9万円を町内商品券で交付）
- 3年目…20万円（うち6万円を町内商品券で交付）

福島町定住促進住宅等奨励事業

町内での定住を目的として住宅の新築や購入を行った方に対し、奨励金を交付します。

対 象 者

現に住宅を所有しないで、定住を目的として新たに延べ床面積66平方メートル以上の住宅を新築、もしくは中古住宅等を購入した、現在アパートや公営住宅等に住み、福島町に住民登録を行っている方、もしくはIターン者、Uターン者又はJターン者の方

申請時期

住宅の完成又は取得完了の日から1年以内

交 付 額

- ①住宅の請負金額、又は購入金額が500万円以上1,000万円未満… 50万円(うち15万円を町内商品券で交付)
- ②住宅の請負金額、又は購入金額が1,000万円以上の場合…100万円(うち30万円を町内商品券で交付)

※上記は町内建築業者の場合となります。

町外建築業者の場合、①又は②の金額の半分の額となります。



注 意 事 項

申請後に町税等の滞納が判明した場合は交付できません。また、どちらの奨励金も、交付後10年以内に町外へ転出した場合、奨励金の全部又は一部を返還していただきます。

お問い合わせ先：企画課 企画係 ☎47-3007